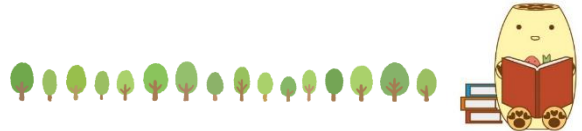


森林環境税（国税）について



森林環境税とは

国内に住所のある個人に対して課税される国税で、個人市民税・県民税均等割と併せて、1人年額1,000円を市が賦課徴収するものです。その税金の全額が、国から森林環境譲与税として都道府県・市町村へ譲与され、森林整備や木材利用促進等に活用されます。

市民税・県民税の均等割額及び森林環境税額の内訳



- ・市民税 3,000円
- ・県民税 1,500円
(あいち森と緑づくり税 500円を含む。)
- ・森林環境税 1,000円

計 5,500円



制度や仕組みについて詳しく知りたい方へ



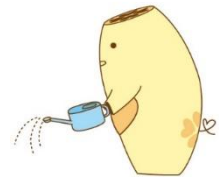
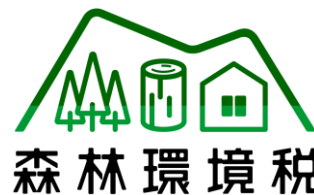
森林環境税・森林環境譲与税の仕組みについてはこちら
(林野庁ホームページ)



森林環境譲与税の用途についてはこちら
(愛西市ホームページ)



あいち森と緑づくり税についてはこちら
(愛知県ホームページ)



国民一人一人が、森を支える。森林環境税

問い合わせ先

【森林環境譲与税の取組の実施や森林経営管理制度に関すること】
林野庁 森林整備部 森林利用課 森林集積推進室 (電話) 03-6744-2126

【森林環境税・森林環境譲与税の仕組みに関すること】
総務省 自治税務局 市町村税課 (電話) 03-5253-5669

